

住宅問題に火をつける

こうして直造が、住宅問題を中心とする市民問題に専念できる条件が着々整いつつあったわけであるが、いくら直造が奮闘努力したとはいえ、なぜにああも運動が大きく展開したかについては、やはりそれなりの客観的な社会的地盤というものがあつたわけであり、そのことについて先に触れておこう。

大阪で急速に住宅問題が社会問題となるのは大正八年（一九一九）くらいからであるが、維新来全体としての人口の都市集中化傾向と経済の万年インフレ傾向にあつて、東京、大阪のような大都市にあつては常時（今日に至るまで）住宅問題が数多しとせねばならない。明治四十年（二九〇七）、大阪で森近運平もりちかうんべいが出していた『大阪平民新聞』（第五号）によると、北区上福島の自宅で読者会、茶話会なるものを開いて、その席上、「前号から本紙印刷人となつた武田君が、〈借家人同盟〉の最も緊急なことを説く」としており、四十一年初頭には、北摂池田町の家主たちの不当な値上げに対し、幅広い糾弾運動（同地住民や俠客長田亀吉らと結ぶ）も行なわれている。

しかしそれもやがて弾圧され、以後は「冬の時代」となるが、直造らが「法律相談所」を開設してからは、労働問題と同時にしきりと借家問題も持ち込まれ、その方面の活動もしていたのである。大正八年頃になって俄かに件数が増えてきたのは、住宅自体の絶対量不足に依るものであった。近頃は住宅問題というと日照権など新たな問題も加わっているが、当時の住宅問題は絶対量不足という最も原始的な問題ゆえに深刻であった。

住宅問題は失業問題とともに、大阪市民の二大社会問題となっていたのである。

その原因は主として二つあって、第一に産業の異状なる発達に伴う農村人口の急激な都市集中化と労働者階級の生活の向上化の問題がある。当時大阪市内外の人口は一年間に約十万人の増加であったのに対し、家屋の増加は約五千戸であったというから住宅難の状況は推して知るべしである。他方、第一次大戦による一時的景気は労働者の衣食住を高め、住の面では狭苦しい二階借りから平家生活に移りたいという欲求が多くなった。

第二の原因は貸家が少ないからといって、そう急に多数の増加をみるものでもないが、大戦による物価上昇によって、建築材料と地価が驚くほど高騰し、積極的に建築投資をしようとする家主が少なくなった。そのため一層住宅払底の現象を招いた。その頃の統計によると、一世帯平均人口四・五三人として、一家屋に一世帯ずつ住むのを普通の状態とすれば、大阪全市で五万二〇八一世帯の過剰を生じたといわれる。

これによって労働者は、一步一步交通に不便な市外へ移り往まねばならなかったわけであるが、こうした生活者の痛手にさらに輪をかけて追いつちをかけたのは、住宅不足につけ込む悪家主と借主に迫った。

悪辣極まる不正周旋業者のやり口であった。悪家主は数度にわたり家賃を引き上げるのみならず、敷金を増加し、法外な権利金をとり、また高額で雑作を買い取らせたり、家の明け渡しを要求して借主に迫った。

家の明け渡しなど、サラリー生活者ならまだしも、十年、二十年かかってようやく顧客を得るようになった商店にとつては、単に契約期間が切れたからといって簡単に他に店を移転できるものではない。そこでいやが応でも家主対借家人の紛争が多くなり、訴訟裁判が起こり、借家人運動の増加をみるに至った。

その一部を挙げると、大正十年（一九二一）一月十六日には中之島公会堂で住宅調節共安会が旗上げし、三月九日には市外豊崎町で大阪借家人同盟が設立されている。さらに別の賀川豊彦ら提唱する大阪借家人同盟が借家人の法律相談、借家争議仲裁、借家紹介等を事業内容として、二月三日に中之島公会堂で借家人大会を開いている。もはや家主対借家人の関係は単に個人関係に非ず、資産階級対非資産階級の関係と目されるようになってきたのである。

しかし十年以降も借家人団体は増え続けて、十四年には敵わじと家主の同盟までできるのであるが、その大半は十人代から多くて数百人の小団体であり、しかも斗争力は弱い。それに対して格別大きく、且つ激しい行動力を持っていたのが逸見直造の借家人同盟であった。最盛期には五千人以上もの同盟員を擁し、大正八年（一九一九）頃には毎月数十件の紛争が持ち込まれ、直造は東奔西走の忙しさであった。

一つには大正四、五年末の「法律相談所」の実績もあることだし、この数をもってしては事実

上大阪の借家人団体といえは、逸見の同盟を意味するまでに至った。普選運動の中で、鐘防の武藤山治が秘かに直造に立候補の意志を確かめに来た、というのも無理はないのである。

直造の同盟のそうした華々しさは、公的な記録も認めていて、『明治大正大阪市史』（大阪市役所編纂第四巻）にも「社会問題及社会施設」の項に記載している。

「次に最も異彩を放ったものはアナーキズム的傾向を帯びた逸見直造の借家人同盟で、これは一月十日大阪府警察部の許可を受けて成立したものである。二月十四日中之島公会堂で演説会を開き、逸見は凶漢のために傷つけられたが、臨席の警官が袖手傍観していたというので之に対する決議をだして閉会した。」

文中の直造が暴漢に襲われた現場は、吉三さんがみていたそうである。いつもの通り吉三が入口玄関で受け付けを担当していて、「ちよつと演説聞いてくるでえ」と会場内に入ってみると、ちよつと親父が悪家主攻撃の演説の真っ最中であつた。そこへパァツと荷扱い用の手かぎを持った二人の男が壇上へ駆け上がつてきて、いきなり直造の頭をめつた打ちにした。

むろんすぐに弁士控え室にいた主催者の連中も飛んできて、大混乱となり、直造がどこにいるのやらわからんくらいの人だかりになつた。

後でわかつたことであるが、この直造を襲つた二人の暴漢は部落民であつた。大阪市内の端に日本一の未解放部落があつて、その明け渡しを要求されているみじめな借家人の面倒をみたので、家主が恨みを持つて暴漢を差し向けたものである。部落民といえども靴や太鼓の皮革商は金を持つていて、職人を住まわすために貸家を持つている。その職人を首切るために、家を追いたつたのである。

奴隷の王は王よりもつと悪いといふべきか、もともと直造は部落民の側についているのに、部落中の王は部落の解放を助太刀しようとする実行者を許さないのである。そのために直造は手かぎで襲われて負傷した。

幸いにして傷は左程でなく、直造はすぐに病院にかつぎ込まれたものの、二、三日してもう退院し、頭は包帯で一杯にぐるぐる巻きのまま裁判所に通つていた。

警察は抗議に出会つて仕様なく、二人のうち一人だけ逮捕したのであるが、出所してからはその男はヤクザ仲間ではいい顔になつて、「俺が中之島公会堂で逸見直造をやつた男や」で飯が喰えたそうである。

巧みな創造的戦術

借家人同盟の事務所は浪速区水崎町（中山太陽堂裏）にあつたが、毎日十人ぐらいの人が入れかわり立ちかわり出入りしては、主として借家問題についての相談をしていた。

何しろその頃は労働者に対しては何の保護法もなく、借家人の方でも訴訟しても民法第六〇六条に、「家主が借家人を追いだしたい時には三ヵ月前に予告せよ」という一項目がある以外、何の保護法もない時代である。それで直造は顧客弁護士はもとより、社会主義系弁護士として著名な

布施辰治や山崎今朝弥らともタイプアップして必死になって住宅問題、借家人問題に取り組んでいたのであった。

ただし直造の法の考え方は前にも述べた通り、法は悪なりの立場であるから、なければなくしくはないと考えている。体裁のいい保護法などなくても構わないので、なければむしろ自由勝手な、様々な斗争のテクニクを編み出すことができる、としていた。だから彼は大正十一年（一九二二）に初めて借家人保護を取り入れた借地借家調定法ができた時には、反対していた。

しかし一部の純情型アナキストと異なるところは、すでに法律がある以上はその法律を存分に使う合法斗争を行ない、こちらに有利ならば拡大解釈はおろか、曲解、誤解釈してでも利用する立場であるから、世間では裁判狂といわれるまでに訴訟を起こした。

とにかく彼は毎日何かの件で、裁判所に通うのだそうである。裁判所に行く時には、体の前後に「借家人同盟」の看板をかけてゆく。法廷では弁護士側にくっついていて離れない。そのうちに、弁護士に代わって発言する。初めの間は裁判官もそれをとがめて注意していたが、次第に黙認のかたちとなり、しまいには弁護士を越えて、「逸見君、君の意見はどうかね……」と問い出したというからおかしい。

直造とすれば、例え違法であろうと違法を続ければやがて慣習法的令法になる、と考えていたのであるか。とにかく最終的には支配者、権力者に打ち勝つことだけが目標であったのである。借家問題のゲリラ戦法は、色々あった。彼自身、充分体験を積んだ後に（大十一・五・十）『借家人の戦術』（発行所借家人同盟大阪市南区水崎町七一九）という「一部三拾銭」の本を書いている。

その骨子は、要するに家賃を供託することによる引伸ばし戦術にあった。三ヶ月、四ヶ月はおろか、半年、一年家賃をためられたのでは、さすがの悪家主もネをあげた。いいかげんのところまで妥協して、供託金の半分は移転料として渡すから、移ってくれなどということになった。

直造の資金源というのは、これであった。一ヶ月仮に十円の家賃でも三十軒あれば、三百円、十ヶ月溜って三千円もの金になる。これを裁判すむまで供託しておいて、最後には供託家賃の半分を頂いてしまう。その中から借主の同盟費（月十銭、年がけ一円）を、この次いつ貰えるかわからないので、一年分なり二年分なり一遍に収めさせておくのである。そうすれば、借主、同盟の両者儲けということになった。

そうでなくとも仮に家賃半年分五十円滞納したとしても、家主がこれを弁護士にかけて追い出してもらうとすると、弁護士料に五十円払わねばならないし、その他に印紙代だとか何とかで四、五十円すぐかかる。そんなに払わんならんもんならいつそ裁判をやめて、逸見と妥協しまひよ——となった。

しかしそんなふうには家主が折れてくれれば折れてくるので、今度は直造の方も一方的に家主を敵視しているわけでもないのです。今後五年間家賃値上げせんと、家賃の三つや四つ滞っても訴訟なんぞ起こさんという条件で、家賃を滞納させない方法を教える。家賃の集金を一まとめに借家人に任せて、向こうから月々に届けさせる。その代り慰労金として、借家人に五パーセントくらい提供する。それを積立て、年一回行楽に使ったり、不時の滞納者に当てる。

そうすればまずまず家賃は滞らないだろうし、それでも滞れば同盟で負担する。そんなふう

説得されれば、悪家主もハイハイということを開かざるを得なかった。

しかしそれでも攻撃を仕掛けてくる家主はいる。

そういう場合のテクニクは、仮に強制執行令（当時は仮執行はなかった）が出て、予め名前の一字や番地を誤記しておくのである。相手はまさか意識的に一字誤記してあるとは気付かないで、そのまま転写した令状を持つてくる。これこの通り令状があるから、借主にハンコ押してくれと迫る。しかしその時に、名前の一字や番地が違うからハンコを押すことはできんと断わるのである。

そういわれた執行吏は法の厳正の手前、強制執行することもならず、スゴスゴとまたもときた道を引返していった（執行直前に家の名札を他人の名札に変え強引に頑張ることもある）。

また実際に執行となっても、簡単に応じない。直造は毎日裁判所へ通っているから、自分の件が何月何日執行予定であるか聞いておいてある。そしてその日になると、組合員十人ぐらい動員して頑張っているのである。組合の猛者連中が十人もいれば、いかな執行吏が強制執行しようと思ってもできるものではない。公務執行妨害だからとか何とかいっても、恐れるような連中ではないのだから――。

この現代語でいえば「^{シットアウト}坐り込み」を、大阪では「へたり込み」というのであるが、和田英吉も同盟の直造に頼まれて、へたり込みに行ったことがあるそうである。

相手は道頓堀の粟おこしを売っているお菓子屋であるが、夜、吉三ら四、五人でにぎりめし喰いながら、へたり込んでいた。そこへ五、六人のヤクザ連中が木刀持って殴り込みをかけたにきた

が、その暴力団の中にフィクサー^{ささか}笹川良一^{がわりよういち}がいたそうである。当時笹川は道頓堀界限をとり仕切っている黒田という大親分の若手の子分だったのである。

他の強制執行妨害の珍妙な戦術には、病人戦法というものもある。これはどうするのかというと、医者^{いしや}の絶対安静の診断書をとった病人を入口の玄関の間に寝せておくのである。執行者がくれば、医者^{いしや}の診断書を見せて、「これこの通り、病人は絶対に動かさせません。今日はお引き取り下さい」と出る。病人は本当の病人連れてきてもいいし、釜ヶ崎辺りで「誰か頼めへんかあ」といえば、いくらでも人が集まった。そういうのにアスピリンを少し余計に飲ませて、発熱させて寝せておくのである。

そうするとおかしいことに、家主が今日は治ったろうか、と毎日自分の貸家におそるおそる様子伺いにきた。その間中、仮病の病人が玄関の間で寝ているのである、こうなると、病人と大家とのガマン比べみたいものであった。

えげつないやり方では、家主の息子の学校の校門の前でピラをまく。ピラには、「あなたの学校の〇年〇組の〇〇〇君のお父さんは、借家人裁判で借家人を放り出そうとしている。借家人が十年も二十年も商売一生懸命して、信用つけてようようこれからだというのに追い出そうとしている。そんな悪いことする人ほっといてええやるか！」といったような文句が書いてある。

そうすると、大家の息子は周りの級友からなじられて、泣いて家へ帰って父親に話す。つまり厭がらせ戦法であるが、小学生の息子に泣きつかれてさすがの悪家主も息子ふびんで、「もう止めとくなはれ」と借家人同盟の事務所に泣きついてきた。

直造の「法律に負けても負けへん」というのは、そういうことであった。しかし日頃の直造は息子吉三に、「いくら金になるいうても、妾さん、人の財産横領するために頼むような仕事手伝うたらあかん。困っている人みて、そやったらと斗争方法考えだすのや」といい聞かせていた。

しかも感心するのは、訴訟を自分だけが請負うのではなく絶えず組合の連中に応援を求め、関係者にはどうやって勝つかを法廷に足を運ばせて見学教育させていることである。対外的にもピラをつくったり、大きなタテカンを立てたりして事件の経過を逐一知らせている。当時、まだ巡查をしていた三田村四郎(後の共産党指導者)は直造の付近に住まいしており、途中このタテカンを讀んでは署へ通っていたのである。

「早う芝居やりおれ！」

こんなふうだから、直造には警察の尾行がつきつきりであった。家の前には、張り番の小屋が設けられていた。尾行も最初は二人、しまいには十人も人数がぞろぞろついて歩いた。

それにもかかわらず、一向へこたれることのない直造は、「借家人同盟」の看板をかくれみのに、社会主義宣伝をしていた。大阪を中心にして京都、奈良、神戸、さらには徳島、岡山と何百回となく演説会を開いている。初めは月一回ぐらいのテンポであったが、段々数が多くなり、週一回となり、時には土、日とたて続けにやったりする。いわば直造は世上裁判狂であったが、演説狂でもあったわけである。

この演説会の模様については、先の『明治大正大阪市史』に大正十年、借家人同盟が発足した当時の実状を記載している。

(二月) 同月十五日にも亦翌三月十五・十六日にも天王寺公会堂で演説会を開いたが、其都度解散を命ぜられ検束者を出した。二月十七日には京都で大会を開いて解散され、十九日広島で開く筈の演説会も会場主の違約により中止し市中を宣伝した。又二十八日には神戸市で住宅問題演説会を開き翌四月二十一日には本市で示威運動を行ったが、警察当局は社会主義的たるを危んで宣伝を中止せしめ解散を命じた。

同二十三日には市内大正座に於て演説会を開き、五月十日にも市内不動寺で前同様住宅に関する演説会を開き、同十六日には天王寺公会堂で借家人同盟大演説会を開くことになっていたが、開会に先だつて司会者逸見直造は検束され、この演説会に出席すべく東京より下阪した赤瀾会の人々も大阪へ着くや否や会根崎署に検束され、かくて演説倉は流会となった。斯くこの同盟は極めて鮮明な旗幟の下に演説会・示威運動其他で全国的に宣伝的に努めたのであるが、常に当局の壓迫に遭い、結局所期の目的を達し得なかつたものの如くである。

翌十一年に於ても各所に運動を断続し、宣伝ピラの撒布・演説会の開催に努め、六月には大阪市外北長柄に支部を設けて鷲塚説教所にその襲会式を挙げた。

住宅問題を攻撃する地盤は、いくらでもあった。

というのは、さすがの住宅の絶対量不足も大正十一年（一九二二）を境に下降の傾向をみせ始めるのであるが、十一年に入るや経済界の不況で、今度は借家人の経済的負担能力が低下し出したからである。産業の不景気により労働者は失業する者あり、帰農する者あり、同居生活を余儀なくされる者ありで、住宅の需要そのものが減少するとともに、現人居者は容易に家賃が払えないということになってきた。

資本金は家賃収入の有利さに目をつけて家屋に投資したものの、工業投資と違って容易に回収できないので、世の中が不景気だからといって家賃は下げようとしなない。そのため住宅費は一般生活費中余りにも大きく、二割以上も占める結果となったのである。

したがって住宅問題は十年以降却って深刻な問題となり、次の表に示すごとく、借家争議は年々激増する一方であった。

大正十一年	七五件
〳十二年	五二四件
〳十三年	五三七件
〳十四年	七三八件
〳十五年	一二四七件

この類発する争議の大半の原因が、家屋明け渡し、家屋賃借継続、家賃値下げである。中でも家賃の支払延滞による家屋明け渡しが急速に増大していることは、不況の深刻さの表現に外ならなかった。かくて家主側は家屋明け渡し、延滞家賃の支払い等の請求をもって迫り、借家人は家屋賃借継続、造作買取り、家賃値下げ等の要求をさげて相互に対峙し、抗争を続けていた。そうした話題騒然中の演説会であるから、各所で受けたわけである。

ただし演説会といっても、今日のようにタダで聞かせるのではないのである。米が一升二〇銭する時代に、二〇銭もの入場料をとってやる（これもIWWのやり方を真似たものである）。それでいてどこの会場も満員であった。しょっちゅう回数をやっている地元大阪でも、常時千人もの人数が集まった。同盟の設立会の時には、弁士として大杉も出るというので、四千人もの人が集まった。それだけ直造の出る演説会は人気があったのである。恰も浪曲興行並みである。徳島へ行った時には、「早う芝居やりおれ——」と声がかかった。

直造は何事も、少人数でこちょこちょやるのが好きでなかった。演説会の日までには、その地区の風呂屋、散髪屋に自分の写真入りの「借家人同盟の逸見直造来たる！」のポスターを貼り廻す。そして当日になると会場の駅に出迎える人数をよこさせて、一緒に同盟の国旗をかかげてデモる。出演弁士は東京から有名弁士も来たが、会社を追い出された若い組合員も練習してやった。「検束されて新聞に名前が出れば、ハクがつくやないかい」といった調子であった。

聴衆も半分、検束騒ぎが面白くて来ている。

「空とぶ鳥は自分のねぐらをつくる。

地を這う動物も巢をつくる。

人間は何で家をつくれぬのか。

家は人間が住むためにある——」

と、次第に調子が上がっていつて、結局まともな家に住めないのは政治が悪いせいである。などどやりだす時分には「弁士中止！」の声がかかる。それでも続けていると、警官が右から左から飛びかかる。同盟員がまたそれをさまたげる。といった喧騒になる。聴衆はワアッとわく。こゝうなれば聴衆はもう、二十銭ぐらい払ったつてちつとも惜しくない。十分面白さを堪能して、帰途についた。

趣向を変えたやり方では、住宅問題の模擬裁判をやった。そのポスターの写真があるのでみると、出演弁士は次のようにある。

裁判長 天下公平 野田律太

家主弁ゴ士 二松三吉 小西武夫

借家人弁ゴ士 鯉野貞次 大矢省三

証人 借家人同盟 能見好三 逸見直造

野田律太は後に日本労働組合評議会の委員長になった人であり、大矢省三はやはり社会党の代議士になった。二人ともその頃は総同盟内の、戦後の青年行動隊ともいふべき「野武士組」の中

心メンバーであった。会社を首になつて失業している連中は、直造のところへやってきて借家人同盟の仕事を手伝い、生活の資を得て、同時に活躍の場としていた。

以前の映画館前での八百長ゲンカによる社会主義教育と同じように、ここでも模擬裁判のやりとりを通して、大衆になじみ易く、わかり易く、住宅問題を教えていった。しかしこうした大活躍とはいえ過労が、直造の肉体を徐々に蝕むばんでいった。